

# 熊本県公報

号外 第42号  
平成17年9月16日(金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○平成17年度土木一式工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格	(監 理 課) 1
○熊本県建設工事共同企業体運用基準の一部改正	( " ) 2
○熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部改正	( " ) 2
<b>公 告</b>	
○一般競争入札の実施	( " ) 3

## 告 示

### 熊本県告示第1101号の2

平成17年度において熊本県が発注する建設工事のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)が適用される建設工事に係る一般競争(指名競争)参加資格を得ようとする者の申請方法等について、特例政令第4条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成17年9月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 第1 調達の対象となる建設工事の種類  
土木一式工事(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項別表に規定するものをいう。)
- 第2 申請の時期  
平成17年9月16日(金)から平成17年10月3日(月)までとする。  
その後も申請を受け付けるが、この場合には入札に間に合わないことがある。
- 第3 申請の方法等
  - 1 申請の要件  
本申請は、別に公告する特例政令が適用される建設工事に係る一般競争入札についての競争参加資格確認申請書を提出したときに限り行うことができる。
  - 2 申請書の入手方法  
「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)」(以下「申請書」という。)の入手方法は、第9に掲げる問い合わせ先に問い合わせること。
  - 3 申請書の提出方法  
申請書は、申請書に次に掲げる書類を添付し、「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」を郵送するための郵便切手(第一種定形郵便物の料金に簡易書留料金を加算した額)を貼った定形封筒とともに、第9に掲げる場所に持参により提出すること。
    - (1) 工事経歴書
    - (2) 営業所一覧表
    - (3) 一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請をする日(以下「申請日」という。)の直前に受けた経営事項審査(法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件(平成6年建設省告示第1461号)に定める項目及び基準により審査が行われたものであり、かつ、申請日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降の審査基準日のものに限る。以下同じ。)に係る経営事項審査結果通知書の写し
    - (4) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
    - (5) 申請日の直前の課税に係る次に掲げる納税証明書
      - ア 国税  
申請者が法人である場合は法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(課税事業者の場合に限る。)、申請者が個人である場合は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(課税事業者の場合に限る。)
      - イ 熊本県税  
申請者が法人である場合は法人事業税、自動車税その他の県税の納税証明書、申請者が個人である場合は個人事業税、自動車税その他の県税の納税証明書(熊本県内に事業所を有する者に限る。)
  - 4 申請書等の作成に用いる言語等

- (1) 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。  
 (2) 申請書及び添付書類中の金額については、邦貨額を記載すること。(外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。)
- 第4 競争に参加することができない者  
 次に掲げるもののいずれかに該当する者  
 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項に該当する者  
 2 令第167条の4第2項に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの  
 3 経営状態が著しく不健全であると認められる者  
 4 申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者  
 5 申請を行おうとする建設工事の種類について、建設業法第3条の規定による許可を受けていない者  
 6 申請を行おうとする建設工事の種類について、法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていない者  
 7 国税及び熊本県税の納税を怠っている者  
 8 その他熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱(平成15年熊本県告示第221号)第3条各号のいずれかに該当する者
- 第5 競争参加者の資格及びその審査  
 1 第4の競争に参加することができない者については、一般競争(指名競争)参加資格がないと認定する。  
 2 第4の競争に参加することができない者以外のものについては、申請日の直前に受けた経営事項審査の総合評点の高点順に配列し順位を付して一般競争(指名競争)参加資格があると認定する。
- 第6 資格審査結果の通知  
 「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」により通知する。
- 第7 資格の有効期間及び更新手続  
 1 一般競争(指名競争)参加資格の有効期間  
 資格認定の日から平成18年3月31日までとする。  
 2 有効期間の更新手続  
 1の有効期間の経過後も引き続き一般競争(指名競争)参加資格を得ようとする者は、平成17年度中に平成18年度及び平成19年度に係る競争参加者の資格に関する告示を予定しているので、当該告示に従い一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請をすること。
- 第8 その他  
 1 特定建設工事共同企業体についての申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公告する。  
 2 定期の一般競争(指名競争)参加資格の申請を行い、申請書を受理された者は、一般競争(指名競争)参加資格を有するので、本告示による一般競争(指名競争)参加資格の審査の申請を行う必要はない。
- 第9 申請書の提出場所及び問い合わせ先  
 郵便番号 862-8570  
 熊本市水前寺六丁目18番1号  
 熊本県土木部監理課建設業係  
 電話 096-383-1111 内線 6020、6021

### 熊本県告示第1101号の3

熊本県建設工事共同企業体運用基準の一部を改正する告示を次のように定める。  
 平成17年9月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県建設工事共同企業体運用基準の一部を改正する告示  
 熊本県建設工事共同企業体運用基準(平成7年熊本県告示第164号)の一部を次のように改正する。

第1の2の(1)中「2又は3社とする。」を「原則として2又は3社とする。ただし、通常の規模を大幅に上回る工事であって、技術力等を特に集結する必要があるものについては、円滑な共同施工に支障を生じないと認められる場合に限り、4社とすることができる。」に改める。

附 則

この告示は、平成17年9月16日から施行する。

### 熊本県告示第1101号の4

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
 平成17年9月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領  
熊本県建設工事低入札価格調査実施要領の一部を改正する要領(平成16年熊本県告示第331号)の一部を次のように改正する。

- 4の(4)の後に次の各号を加え、10とする。
- (5) 基準価格を下回った価格で契約する場合は、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とすること。また、前金払については請負代金額の10分の2以内とすること。
- (6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事に関し、基準価格を下回った価格で契約する場合において、契約の相手方が過去2年以内に竣工した、あるいは現に施工中の県発注工事に関し、次のいずれかに該当する者であるときは、配置技術者のほか、同等の要件を満たす技術者を1名現場に専任で配置すること(落札者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員に対してのみ求めるものとする)。
- ア 65点未満の工事成績評定を通知された者
- イ 施工中又は施工後において、発注者から工事請負契約に基づき修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直しは除く。
- ウ 品質管理又は安全管理に関し、指名停止を受け、又は監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者
- エ 自らの責めに帰すべき事由により工事の完成を大幅に遅延させた者
- 5から8を1項ずつ繰り上げる。
- 8の次に次の項を加える。
- 9 最低価格入札者との契約に係る措置  
契約担当課は、8の(1)により契約を締結しようとする場合は、落札者に対し、次に掲げる事項を義務付けるものとする。また、適正な履行の確保のため、必要に応じて、重点的な監督業務や厳格な検査を実施するものとする。
- (1) 請負代金額の10分の3以上の契約保証金を納付すること。
- (2) 前金払の金額を請負代金額の10分の2以内とすること。
- (3) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、落札者が過去2年以内に竣工した、あるいは現に施工中の県発注工事に関し、次のいずれかに該当する者であるときは、配置予定技術者のほか、同等の要件を満たす技術者を1名現場に専任で配置すること(落札者が特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員に対してのみ求めるものとする)。
- ア 65点未満の工事成績評定を通知された者
- イ 施工中又は施工後において、発注者から工事請負契約に基づき修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直しは除く。
- ウ 品質管理又は安全管理に関し、指名停止を受け、又は監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者
- エ 自らの責めに帰すべき事由により工事の完成を大幅に遅延させた者
- 附 則  
この要領は、平成17年9月16日から施行する。

公 告

熊本県公告第697号の2

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第84条第1項の規定に基づき公告する。

平成17年9月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 第1 競争入札に付する事項
- 1 工事番号 平成17年度債務 地域連携国道第0219-S-101号
- 2 工事名 国道219号地域連携推進改築(球泉洞トンネル)工事
- 3 工事場所 球磨郡球磨村一勝地地内
- 4 工事内容 トンネル工  
道路規格 第3種第2級(設計速度 V = 50km / h)  
工 法 NATM  
延 長 1,190m (トンネル工 1,190m)  
幅 員 6.5m / 10.75m  
内空断面積 69.3㎡  
舗装工 8,116㎡
- 5 工 期 約34か月間(平成20年10月31日まで)
- 6 使用する主要な資機材  
コンクリート(覆工) 12,006m<sup>3</sup>、ロックボルト(L = 3 ~ 4m) 13,160本、フォアポーリング(L = 3m) 2,562本、H型支保工(H125 ~ H200mm) 566基
- 7 その他